

特別警備契約確認事項説明書（契約後）

（警備業法第19条 書面の交付）

令和8年7月30日

株式会社CSILeAD

御中

株式会社ドリーム警備

承認	担当
	

C3-3

警備業務の契約内容について、次の通りご説明します。

1. 警備業者の名称

- ・名称：株式会社ドリーム警備 代表取締役 五島 寛治
- ・住所：大阪市中央区北久宝寺町4丁目3番12号 ・電話番号：06-6484-8825

2. 当警備業務の再委託先

- ・名称：
- ・住所：

3. 警備業務開始日及び時間帯

- ・業務開始日：令和8年8月6日
- ・業務提供時間：①15:00～24:00 ②16:00～24:00

4. 警備対象物件の名称及び所在地

- ・名称：2026びわ湖大花火大会:車両誘導及び雑踏警備業務
- ・所在地：大津市浜大津 県営大津港沖水面一帯の指定場所

5. 警備員の担当業務及び人数

- ・担当業務：2026びわ湖大花火大会:車両誘導及び雑踏警備業務
- ・人数：9人/日

6. 警備員の知識及び技能

- ・警備業法で定められた新任教育及び現任教育を受講し全て修了しています。

7. 警備員の服装

- ・公安委員会に届出し受理されている指定の制服を着用します。

8. 使用する機器又は各種資機材

- ・誘導灯、無線機、携帯電話、懐中電灯

9. 警備対象物件の鍵の管理

- ・業務遂行のため預託された鍵は預かり書を発行し責任をもって保管、管理します。

10. 警備業務を行うこととする場所における負傷等の事故発生時の措置

- ・人命第一に考え、直ちに関係機関に連絡し、事故等の被害拡大防止に努めると共に必要に応じて応援を急行させる等、適正な措置を講じます。

11. 報告の方法、頻度、時期

- ・警備状況を口頭にて報告若しくは、特記すべき事項においては所定の警備報告書に記載し、全ての業務終了後、貴社に提出します。

12. 警備業務の契約料

- ・別紙発注書（一般@3500/H 責任者@4000/H）残業・深夜・諸経費・消費税は別途

13. 警備業務契約料の支払時期及び方法

- ・当月分翌月末日迄に銀行口座振込

14. 警備業務を行う期間

- ・ 令和8年8月6日

15. 損害賠償

- ・ 弊社の責に帰すべき場合において、貴社または第三者に損害を与えたときは、その損害を1事故につき対人、対物合わせて10億円を限度として保険会社の査定に基づき賠償するものとします。

16. 免責事項

- ・ 弊社は、貴社の損害が下記に起因する場合は、その賠償の責に任じないものとします。
 - ① 天災地変、暴動、大規模火災、大規模停電、官公庁の処分その他不可抗力による場合。
 - ② 建造物、施設又は物品等自体の瑕疵もしくは管理上の瑕疵に基づく場合。
 - ③ 貴社の要求により実施するマニュアル等の警備契約以外の業務提供から生じた損害。
 - ④ 貴社の従業員、第三者、若しくは出入業者等の故意又は過失に基づく場合。
 - ⑤ その他、弊社の責に帰すべからざる事由による場合。

17. 契約の変更・更新

- ・ 契約の変更・更新については、貴社及び弊社の両方で直ちに報告、協議するものとします。

18. 契約の解除

- ・ 貴社または弊社がこの契約を継続しがたいと認めたときは、7日前までに書面をもって相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。

19. お問い合わせ窓口

- ・ 名 称 : 株式会社ドリーム警備 営業部
- ・ 住 所 : 大阪市中央区北久宝寺町4丁目3番12号 ・ 電話番号 : 06－6484－8825

20. 特約事項

- ・ なし

21. 御発注日

令和8年7月30日

契約内容に係る説明を受け、確認いたしました。
令和8年7月30日
株式会社CSILeal